

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

大分国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、結婚と同時に国民年金に加入し、夫の国民年金保険料と一緒に婦人会を通じて納付していた。夫の国民年金保険料は納付済みになっているのに私の分のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間のうち、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、婦人会の集金の担当者に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっていることから、あえて申立人が申立期間のみの国民年金保険料を納付しないことは考え難く、申立期間についても国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 41 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時は生活が苦しくて申請免除をしていたが、昭和 41 年から 43 年ごろに旧 A 町役場の職員から勧められ、免除期間当時の保険料月額 100 円または 150 円で必要な金額を計算してもらい、夫婦二人分の保険料を役場で追納した。申立期間が申請免除とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初から夫婦で国民年金に加入し、国民年金加入期間（申立人は 60 歳に到達する平成 2 年* 月までの期間、申立人の妻は、厚生年金保険の被保険者となる昭和 62 年 4 月までの期間）について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、保険料納付済期間には特例納付により納付された期間も含まれることから、申立人及びその妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻に申立期間に係る国民年金保険料の追納勧奨をしたとする職員は、申立人の妻が当該保険料を追納したと主張する時期において、旧 A 町役場の国民年金の担当であったことが確認できる上、申立期間当時、同町役場には金融機関の窓口があったことが確認できることなど、申立人の妻の申立期間に係る国民年金保険料の追納に関する主張は、同町役場の照会結果と一致することから基本的に信用できる。

さらに、申立人の妻の知人は、「昭和 40 年代だったと思うが、申立人の妻

から、役場の職員に免除期間の保険料をまとめて払えば金利もつかないと言われて、貯金を下ろして払ってきたと聞いた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月28日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月1日から同年5月1日まで
② 平成2年9月28日から同年10月1日まで

私は、平成2年4月から同年9月まで、A社において厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた。

給与明細書も所持しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、元同僚の供述及び申立人が所持する給与明細書から、当該期間においても申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の所持する給与明細書から、申立人が、A社において、9月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社における厚生年金保険被保険者で、申立人と同様の業務に従事した従業員6人すべてが、申立人と同様に平成2年9月28日付けで被保険者資格を喪失していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人が所持する給与明細書からは、平成2年4月分の保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年10月29日）及び資格取得日（昭和38年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年11月から37年7月までは7,000円、同年8月から38年6月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月29日から38年7月1日まで

私は、昭和36年4月にC県立D高等学校に入学後、まもなくA社B出張所に入社した。学校に通いながら仕事をしており、申立期間についても継続して会社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月から40年3月まで、A社B出張所において勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によれば、36年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月29日に資格を喪失し、38年7月1日付けで資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、申立人とともにA社B出張所で勤務していた同職種の複数の元同僚に照会した結果、「申立人は、申立期間において、勤務時間及び職種等を変えることなく、当社で継続して勤務していた。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、同社の厚生年金保険被保険者については、当該元同僚を含めほぼすべての者の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

申立期間当時、A社B出張所において従業員の総監督という立場にあったとする元上司は、「当時は、職人が多く、中には社会保険の加入を嫌う従業員もいたものの、会社は従業員を強制的に社会保険に加入させていたため、従業員はすべて社会保険に加入していたはずだ。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同職種の兄の記録から判断すると、昭和36年11月から37年7月までは7,000円、同年8月から38年6月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和42年12月6日付けで全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る36年11月から38年6月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和39年11月30日から同年12月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和35年4月にC社に入社し、56年1月に退社するまで継続して勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が保管する人事記録カード等及び事業主への照会結果から判断すると、申立人は、A社（現在、D社）に継続して勤務し（昭和39年11月に同社B支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和39年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日から同年8月1日まで

私が平成18年2月から同年7月末まで勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間が同年2月1日から同年7月31日となっている。

私は、当該事業所に平成18年7月31日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主への照会結果及び当時の同僚の証言等から、申立人が、同社に平成18年7月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、3年前のことであり確認できる資料は無いとしながらも、「申立人は、7月31日で退職したが資格喪失年月日を退職日の翌日と記載すべきところを誤って記載した。」と証言しているところ、申立人が所持する給与振込通帳等により、退職時の給与から標準報酬月額相当額の7月分の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立人の標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年6月の社会保険庁のオンライン記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとして
ることから、事業主が平成 18 年 7 月 31 日を厚生年金保険資格喪失日として
届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料につ
いて納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納
付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に喪失した旨の届出及び同年9月16日に資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年2月28日から同年8月1日まで
② 昭和37年9月16日から同年11月16日まで

私は、途中、休職、退職もすることなくA社で勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。

こんなことはあり得ないので調査し、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書」(以下、「決定通知書」という。)及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主が申立期間①及び②に係る被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所に提出したことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①及び②に係る申立人と同姓同名で生年月日が一致する未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該未統合記録によると、申立期間②については、事業主の届出と一致する未統合記録が確認できるが、申立期間①については、事業主は申立人及び複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和37年2月28

日として届け出を行っているにもかかわらず、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記の者の資格取得日を同年3月28日と記載していることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録においても申立人の申立期間①に係る記録は確認できないなど、社会保険事務所における年金記録の管理が適切であったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和37年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に喪失した旨の届出及び同年9月16日に資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人の未統合となっている被保険者記録及び決定通知書から、3万6,000円とすることが妥当である。

大分国民年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和51年5月から53年3月まで

申立期間当初、私の妻が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も一緒に納付していた。申立期間は、妻が納付済みとなっているのに私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、申立人の会社退職後間もなく申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の付加保険料の納付状況から、昭和53年8月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が昭和53年8月ごろに国民年金の加入手続を行った際に、厚生年金保険の資格喪失日（加入当初は昭和50年4月、平成12年11月に昭和51年5月に訂正）にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から44年3月まで
義父から、私が国民年金に加入していなかったため、役場で加入手続きをして私の国民年金保険料をさかのぼって納付してきたと言われたことを覚えている。金額は義母から2、3万円だったと聞いた気がする。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の義父は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和44年5月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 605

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年1月まで

夫が退職したのは昭和53年ごろだったと思うが、退職後に夫が、私の国民年金の加入手続をしてくれたはずである。その後、私が過去の未納となっていた国民年金保険料を市役所支所の窓口で一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和53年ごろに申立人の夫が申立人の国民年金への加入手続をしたと主張しているところ、A市が保管する国民年金受付処理簿によると、申立人は54年2月26日に国民年金に任意加入していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和54年2月26日に国民年金に任意加入していることから、申立期間の53年4月から54年1月までの期間は任意未加入期間となり、制度上、特例納付及び過年度納付による保険料納付ができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、息子が専門学校の学生であった 20 歳の時に、A 市からの国民年金の加入案内書と納付書（令書）が届き、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入期間となっていることに納付できない。

（注）申立ては、申立人の母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の母親は国民年金への加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧あいまいであり、申立期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A 市及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年6月まで

私は、昭和43年5月に店を開業して、夫婦一緒に国民年金に加入し、隣保班で国民年金保険料を60歳まですべて納付したのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、店を開業した昭和43年5月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を隣保班で納付したと主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は45年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は申立期間前後の昭和43年3月から同年9月までの期間及び44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、第1回特例納付（附則13条）によりさかのぼって納付していることが確認できる。しかしながら、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、このため、申立人の申立期間は国民年金の任意未加入期間となることから、制度上、特例納付及び過年度納付による保険料納付ができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月ごろから21年2月ごろまで
私は、昭和18年4月ごろから21年2月ごろまでA社に勤務した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているものの、B社(旧C社)D所に照会した結果、同社は、「当時のC社においては、官営製鉄所時代からの共済年金がE共済組合にて運営されており、労働者年金保険法が施行された昭和17年6月以前に入社した従業員は、厚生年金保険には加入しておらず、E共済組合の被保険者の適用となっていた。また、申立人は、17年4月13日から21年2月25日まで在職していたが、その期間は、E共済組合に加入しており、厚生年金保険被保険者資格の適用はされていない。」と回答している。

また、B社(旧C社)D所によると、「昭和17年6月以前に入社し、23年7月以降も継続勤務した者は17年6月に^{さかのぼ}遡って厚生年金保険被保険者期間とした。」としているところ、申立人は21年2月に同社を退職していることから、この取扱いによっても、申立期間当時は、厚生年金保険の被保険者にはなっていないものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するC社D所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録に申立人の氏名は確認できない上、A社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月26日から54年1月8日まで
私は、申立期間において、A社で1年以上勤務したのに厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社の社会保険業務を受託していたとする社会保険労務士に照会した結果、「A社における正規の従業員に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録は保存している。また、申立期間当時、同社は、パートの従業員を雇用していたかもしれないが、正規の従業員のみ社会保険の加入手続をしたので、正規の従業員のみ氏名しか分からない。さらに、同社における申立人の氏名は確認することができない。」と回答している。

また、元事業主に照会した結果、「A社は既に全喪しており、当時の関連資料は無い。また、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明であるが、パートの従業員は厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と証言していることから、A社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無い上、健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。